

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社七夢	七夢・ドリーム・サポート・一へ歩	足立区西保木間1-22-20-101	平成28年2月29日
有限会社ケアフレンド	ケアフレンド板橋	板橋区赤塚1-9-12 リヴェール赤塚2階	平成28年3月1日
有限会社マルシモ	マルシモホームヘルプサービス南千住	荒川区南千住6-60-13 1階	平成28年3月4日
有限会社ライフケア・マーガレット	ライフケア・マーガレット	江戸川区一之江8-19-6-407	平成28年3月15日
一般社団法人東京福祉限定輸送協会	東福協介護サービス	台東区竜泉2-6-9-101	平成28年3月31日
合同会社四岐彩	訪問介護 四岐彩	世田谷区弦巻2-6-11	同日
株式会社ケア21	ケア21池上	大田区池上4-31-10 シティハウス池上イースト104	同日
株式会社コスモ・ケア・サポート	大田サービス	大田区多摩川1-24-8 クラカタビル101	同日
アサヒサンクラン株式会社	アサヒサンクラン株式会社介護事業部	北区上十条1-2-15	同日
セントケア東京株式会社	セントケア足立	足立区竹の塚6-9-4 飯田ビル5階	同日
有限会社ふれあい	介護サービスふれあい	葛飾区金町5-9-14	同日
特定非営利活動法人あい・江戸川区民支援センターCCM	あい・江戸川区民支援センターCCM	江戸川区篠崎町5-8-11	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモ立川	立川市錦町1-16-14 斉藤ビル101	同日
有限会社ケー・ティエス	ナンコードーケアセンター	立川市錦町3-1-5ライオンビル102号	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモ西多摩	羽村市神明台1-30-24	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモ府中	府中市本町1-7-9 KMビル2階	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモ昭島	昭島市中神町1148-16	同日
社会福祉法人雲住社	かがわサポートセンター・ウイングス	小金井市貫井北町5-12-1-301	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会 コスモ日野	日野市栄町1-2-3	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会ヘルパーステーションコスモ国分寺	国分寺市富士本1-28-57 富士本ハイツ2-201	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモ国立	国立市富士見台1-17-36 谷保ビル3階	同日
株式会社スカイブルー介護サービス	株式会社スカイブルー介護サービス	東大和市向原6-949-10	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモむさし村山	武蔵村山市大南2-1-16 えのき薬局2階	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社七夢	七夢・ドリーム・サポート・一へ歩	足立区西保木間1-22-20-101	平成28年2月29日
有限会社ケアフレンド	ケアフレンド板橋	板橋区赤塚1-9-12 リヴェール赤塚2階	平成28年3月1日
有限会社マルシモ	マルシモホームヘルプサービス南千住	荒川区南千住6-60-13 1階	平成28年3月4日
一般社団法人東京福祉限定輸送協会	東福協介護サービス	台東区竜泉2-6-9-101	平成28年3月31日
合同会社四岐彩	訪問介護 四岐彩	世田谷区弦巻2-6-11	同日
株式会社ケア21	ケア21池上	大田区池上4-31-10 シティハウス池上イースト104	同日
株式会社コスモ・ケア・サポート	大田サービス	大田区多摩川1-24-8 クラカタビル101	同日
アサヒサンクラン株式会社	アサヒサンクラン株式会社介護事業部	北区上十条1-2-15	同日
セントケア東京株式会社	セントケア足立	足立区竹の塚6-9-4 飯田ビル5階	同日
特定非営利活動法人あい・江戸川区民支援センターCCM	あい・江戸川区民支援センターCCM	江戸川区篠崎町5-8-11	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモ立川	立川市錦町1-16-14 斉藤ビル101	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモ西多摩	羽村市神明台1-30-24	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモ府中	府中市本町1-7-9 KMビル2階	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモ昭島	昭島市中神町1148-16	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会 コスモ日野	日野市栄町1-2-3	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会ヘルパーステーションコスモ国分寺	国分寺市富士本1-28-57 富士本ハイツ2-201	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモ国立	国立市富士見台1-17-36 谷保ビル3階	同日
株式会社スカイブルー介護サービス	株式会社スカイブルー介護サービス	東大和市向原6-949-10	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモむさし村山	武蔵村山市大南2-1-16 えのき薬局2階	同日

サービスの種類 同行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日

株式会社七夢	七夢・ドリーム・サポート・ロープ	足立区西保本1-22-20-101	平成28年2月29日
有限会社ケアフレンド	ケアフレンド板橋	板橋区赤塚1-9-12 リグニール赤塚2階	平成28年3月1日
特定非営利活動法人まくら木	特定非営利活動法人まくら木	多摩市瑞穂1-53-1 ニューハルス101	平成28年3月1日
株式会社ケア21	ケア21池上	大田区池上4-31-10 シティハウス池上イースト104	平成28年3月31日
有限会社ふれあい	介護サービスふれあい	葛飾区金町6-9-14	同日
特定非営利活動法人あい江戸川区民支援センター-CCM	あい江戸川区民支援センター-CCM	江戸川区篠崎町5-8-11	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモス立川	立川市錦町1-16-14 奇藤ビル101	同日
有限会社ケーティエス	ナンコードーケアセンター	立川市錦町3-1-5 ライフ立川102号	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモス百多摩	羽村市神明台1-30-24	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモス府中	府中市本町1-7-9 KMビル2階	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモス昭島	昭島市中神町1148-16	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会 コスモス日野	日野市栄町1-2-3	同日
特定非営利活動法人地域福祉サービス協会	地域福祉サービス協会コスモス国立	国立市富士見台1-17-36 谷保ビル3階	同日

サービスの種類 行動支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人雲住社	かわむサポートセンター・ウイングス	小金井市真井北町5-12-1-301	平成28年3月31日

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
江戸川区	江戸川区立さくらの家	江戸川区小松川3-13-4	平成28年3月31日

サービスの種類 宿泊型自立訓練

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日

東京都	東京都江東通動寮	江東区牡月3-25-6	平成28年3月31日
東京都	東京都豊島通動寮	豊島区西尾崎4-22-11	同日
東京都	東京都立川通動寮	立川市栄崎町4-11-15	同日
東京都	東京都町田通動寮	町田市南成瀬1-5-3	同日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人障がい者自立支援塾	自立支援塾グランド青梅	青梅市野上町4-4-5 藤村ビル1階	平成28年2月29日
株式会社フォーエバー	ジョブ・ハローニー神田	千代田区内神田3-14-8 ニンゲアビル6階	平成28年3月31日
社会福祉法人台東つばき福祉会	就労移行支援事業所つばきワークアシスト	台東区松が谷1-4-12	同日
社会福祉法人 晴山会	就労・生活支援センター飛鳥碑山苑	北区西ヶ原4-51-1	同日
足立区	足立区大谷田就労支援センター	足立区大谷田1-44-3	同日
社会福祉法人ウイズ町田	就労移行支援事業ないろ	町田市木曽西2-17-16	同日

サービスの種類 就労継続支援(B型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
墨田区	すみだ厚生会館	墨田区向島1-22-16	平成28年3月31日
特定非営利活動法人CCMワークセンター	第二CCM作業所	江戸川区江戸川4-8-8	同日
特定非営利活動法人CCMワークセンター	第三CCM作業所	江戸川区篠崎町2-2-18	同日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人品川総合福祉センター	北品川つばきの家東ウイング	品川区北品川3-7-21	平成28年3月31日
医療法人社団一陽会	サンホーム	練馬区	同日
特定非営利活動法人太陽と風	太陽と風	昭島市	同日

社会福祉法人滝乃川学園	ぼくたちの家	調布市入間町2-6-9	同日
特定非営利活動法人あかね	グループホーム茜	東村山市	同日

2 指定一般相談支援事業者

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		廃止年月日
			地域移行支援	地域定着支援	
社会福祉法人おあしす福祉会	港区地域生活支援センター あいほーと・みなと	港区高輪1-4-8	地域移行支援	地域定着支援	平成28年3月31日
特定非営利活動法人あい・江戸川区民支援センター-CCM	特定非営利活動法人あい・江戸川区民支援センター-CCM	江戸川区篠崎町五丁目8番11号	地域移行支援	地域定着支援	同日
特定非営利活動法人多摩在宅支援センター円	相談支援事業所 縁	立川市高松町2-9-21 F本社ビル1階	地域移行支援	地域定着支援	同日
特定非営利活動法人多摩在宅支援センター円	地域活動支援センター連	立川市高松町1-17-20	地域移行支援	地域定着支援	同日

●東京都告示第千六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、平成二十八年三月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
			身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト品川	品川区大崎5-8-5 グリーンプラザ五反田第2-106				
株式会社ツクイ	ツクイ目黒	目黒区鷹番3-9-11 薩川ビル1階				
合同会社つばさ	ビレッジつばさ	大田区大森西4-17-28 加藤方1階				
株式会社TBO	相棒ファミリーサポート	世田谷区松原1-34-19-306				
有限会社漢友堂	らいちっくケア	北区赤羽1-36-11	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社さしメディカルサービス	ヘルパーステーション もも寿 練馬	練馬区谷原2-8-3 グランデージ501				
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ三鷹	三鷹市下連雀3-33-13 三鷹第二ビル201				
合同会社もみの木	もみの木	青梅市東青梅6-2-29 カーサオヤマ102号				
プラスハート合同会社	プラスハート	昭島市美堀町1-19-8 メノンド雄201				
合同会社共和社	めぐぼり	小平市鈴木町1-47-1-602				
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ清瀬	清瀬市松山1-5-9 シャトー高橋301				

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
			身体障害者	知的障害者	精神障害者
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト品川	品川区大崎5-8-5 グリーンプラザ五反田第2-106			
株式会社ツクイ	ツクイ目黒	目黒区鷹番3-9-11 薩川ビル1階			
合同会社つばさ	ビレッジつばさ	大田区大森西4-17-28 加藤方1階			
株式会社TBO	相棒ファミリーサポート	世田谷区松原1-34-19-306			
有限会社漢友堂	らいちっくケア	北区赤羽1-36-11			
株式会社さしメディカルサービス	ヘルパーステーション もも寿 練馬	練馬区谷原2-8-3 グランデージ501	身体障害者		精神障害者 難病等対象者
有限会社こもれび介護サービス	こもれび介護サービス	足立区本木2-13-22			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ三鷹	三鷹市下連雀3-33-13 三鷹第二ビル201			
プラスハート合同会社	プラスハート	昭島市美堀町1-19-8 メノンド雄201			

合同会社共和社	めぐぼり	小平市鈴木町1-47-1-602			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ清瀬	清瀬市松山1-5-9 シャトー高橋301			

サービスの種類 同行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
			身体障害者	難病等対象者
株式会社TBO	相棒ファミリーサポート	世田谷区松原1-34-19-306		
有限会社漢友堂	らいちっくケア	北区赤羽1-36-11	身体障害者	難病等対象者
株式会社さしメディカルサービス	ヘルパーステーション もも寿 練馬	練馬区谷原2-8-3 グランデージ501	身体障害者	障害児
合同会社もみの木	もみの木	青梅市東青梅6-2-29 カーサオヤマ102号		

サービスの種類 行動支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社もみの木	もみの木	青梅市東青梅6-2-29 カーサオヤマ102号	

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
			知的障害者	精神障害者
社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会	カレッジ早稲田	新宿区西早稲田3-17-20	知的障害者	精神障害者
一般社団法人東京障害者就労サポート協会	こすもす浅草橋	台東区浅草橋1-34-10 稲垣ビル6階		
株式会社LITALICO	ウィングル錦糸町センター	墨田区錦糸1-1-5 Aビル4階		
特定非営利活動法人ここのはサポート	就労移行支援事業所ここのは修養館	江戸川区船堀2-18-7 グランビュウ船堀101号室	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般社団法人東京障害者就労サポート協会	こすもす浅草橋	台東区浅草橋1-34-10 稲垣ビル6階		
特定非営利活動法人おれんじ	おれんじルーム	大田区中央4-20-3	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
特定非営利活動法人とむろう	グループホーム とむろう	練馬区貫井3-45-12
一般社団法人かがやき	グループホームライフ	葛飾区亀有3-18-2 セントラルエクセル402

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者
合同会社コロボックル	ケアネスト	港区芝大門1-11-9 ライオンズマンション芝公園601	地域移行支援	地域定着支援	

●東京都告示第千六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。


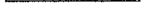


平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 路線名 上館日野
- 二 変更の区間 八王子市打越町三十九番三地先から同所四十八番二地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

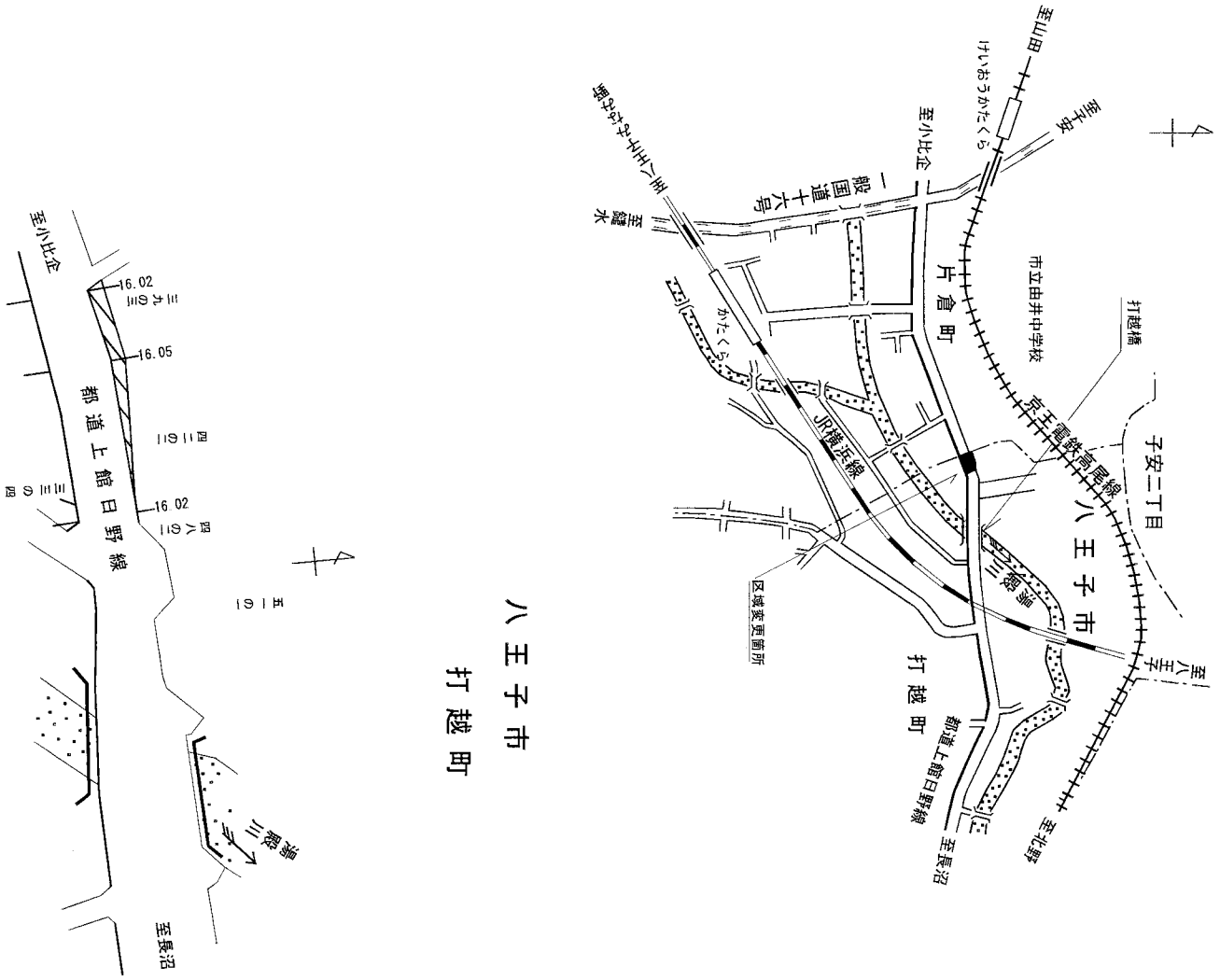
# 都道上館日野線区域変更略図 八王子市打越町地内

別 図

-  一般国道
-  都 道
-  市 道
-  廃止区域

延長 六五・九五メートル  
面積 一三〇・四四平方メートル

八王子市  
打越町



●東京都告示第七十号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十八年五月三十一日

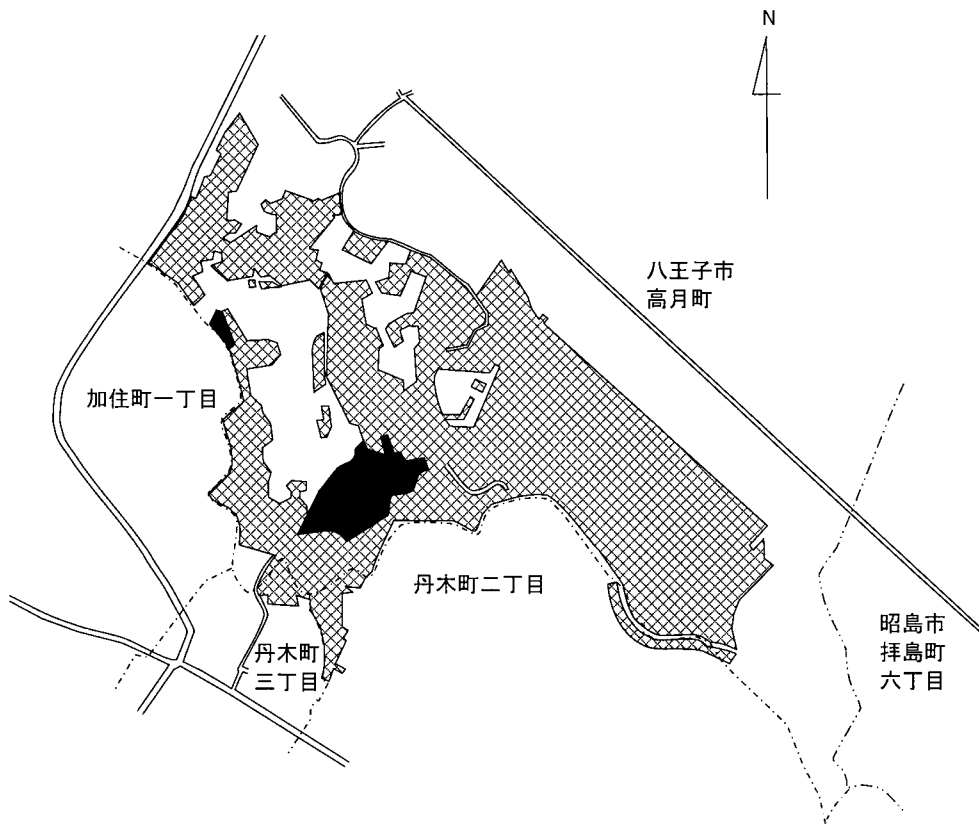
東京都知事 舛 添 要 一

公園名	変更内容	変更年月日
東京都立滝山公園	別図(1)のとおり	平成二十八年六月一日
東京都立浅間山公園	別図(2)のとおり	同日
東京都立玉川上水緑道	別図(3)のとおり	同日
東京都立武蔵国分寺公園	別図(4)のとおり	同日
東京都立野山北・六道山公園	別図(5)のとおり	同日

別図 (1)

東京都立滝山公園 区域変更略図

変更箇所	八王子市高月町	変更前の区域	面積	追加区域	面積	変更後の面積
			二六六、八六八・九一		二六、三三九・七三	平方メートル
					二九三、二〇八・六四	平方メートル



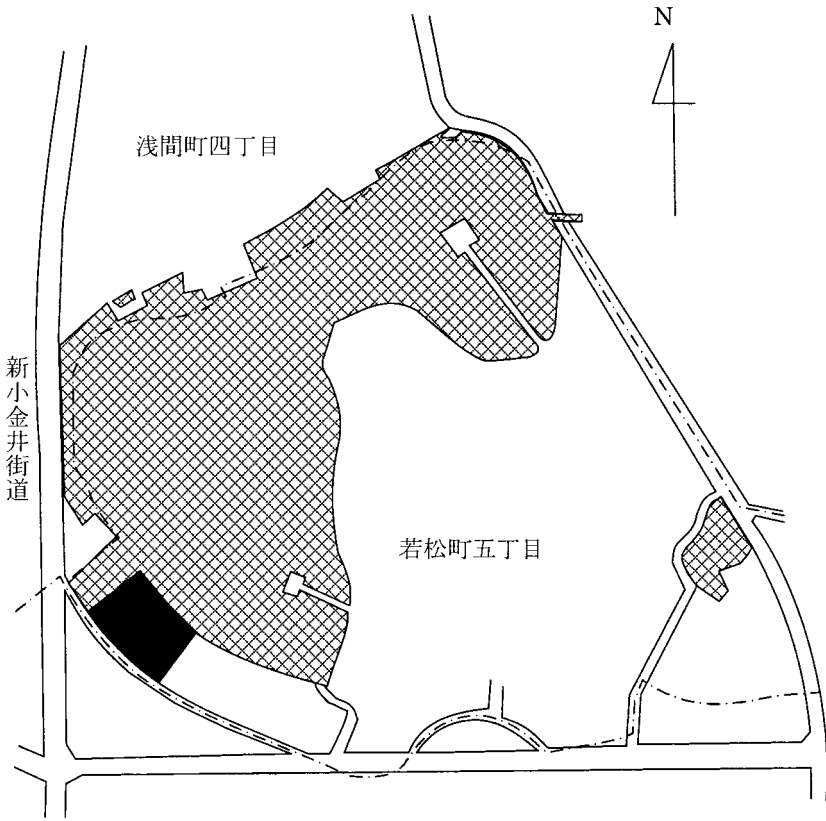
別図

(2)

東京都立浅間山公園 区域変更略図

変更箇所 府中市若松町五丁目

変更前の区域	面積	八三、一四三・七三	平方メートル
追加区域	面積	四、五五〇・七五	平方メートル
変更後の面積		八七、六九四・四八	平方メートル



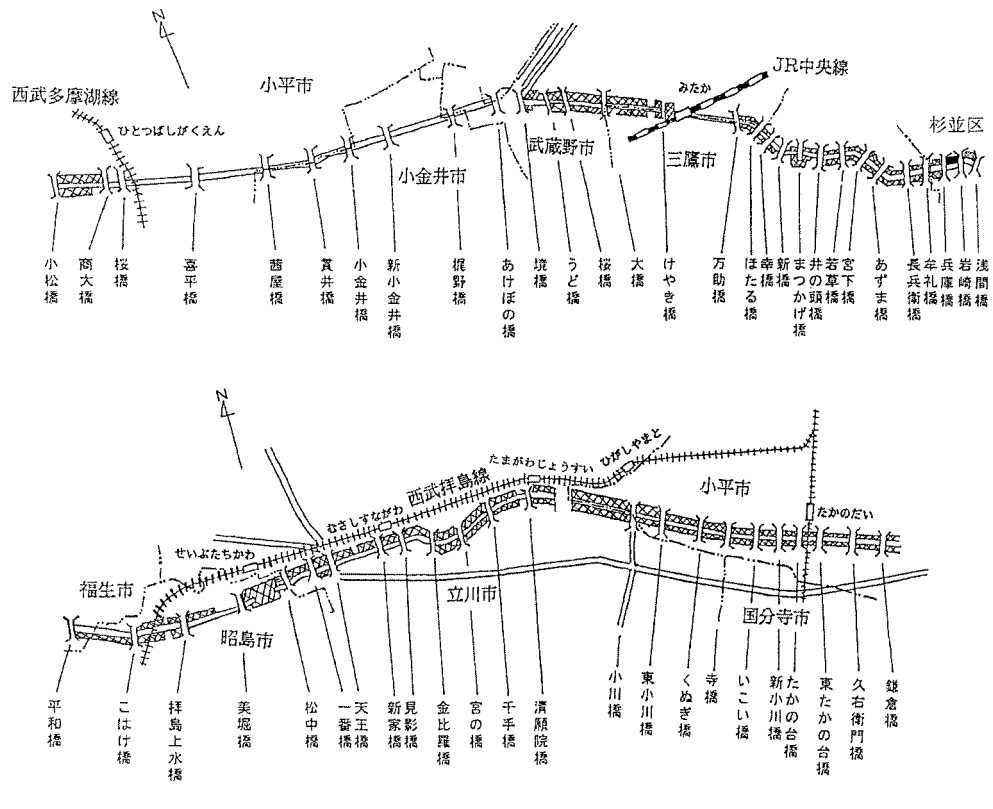
別図

(3)

東京都立玉川上水緑道 区域変更略図

変更箇所 杉並区久我山三丁目

変更前の区域	面積	一三五、一一〇・八六	平方メートル
追加区域	面積	一、五四四・一八	平方メートル
変更後の面積		一三六、六五五・〇四	平方メートル







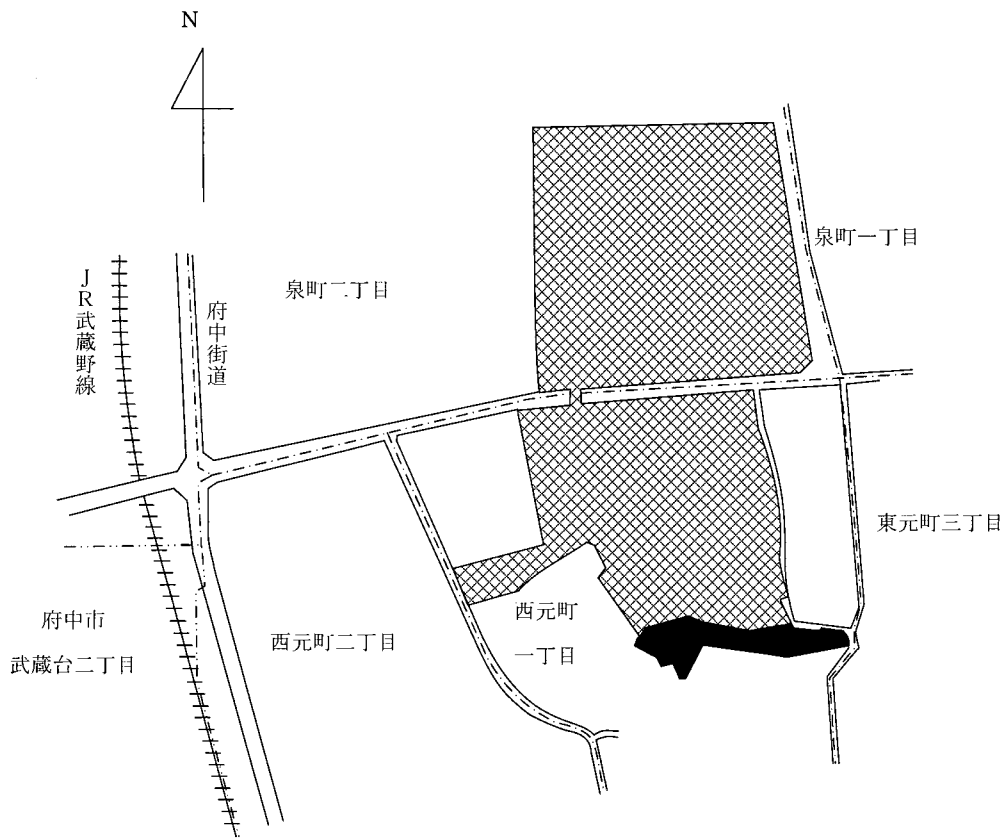
別図

(4)

東京都立武蔵国分寺公園 区域変更略図

変更箇所 国分寺市西元町一丁目

	変更前の区域	面積	一〇九、四八五・〇三	平方メートル
	追加区域	面積	五、一二三・四〇	平方メートル
	変更後の面積		一一四、六〇八・四三	平方メートル





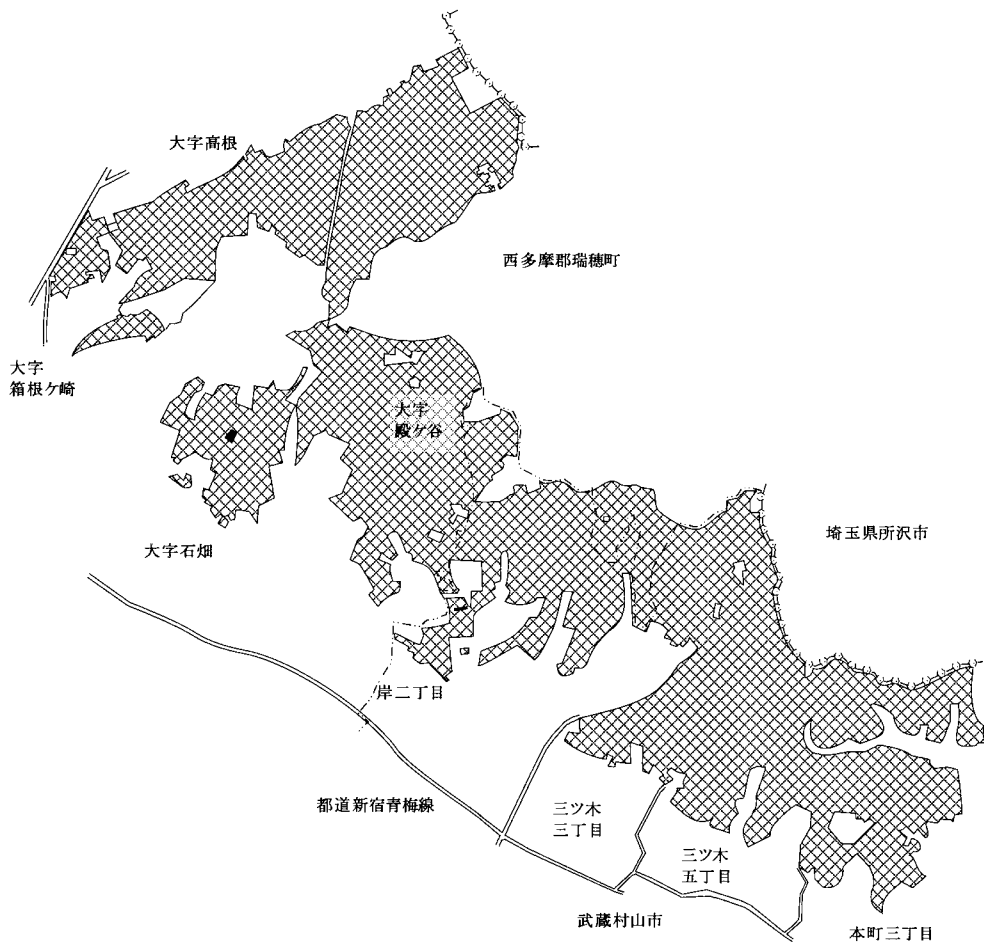
別図

(5)

東京都立野山北・六道山公園 区域変更略図

変更箇所 武蔵村山市岸二丁目及び西多摩郡瑞穂町大字石畑

	変更前の区域	面積	二、〇二五、六七七・四六	平方メートル
	追加区域	面積	三、一六一・三五	平方メートル
	変更後の面積		二、〇二八、八三八・八一	平方メートル



告示(教)

●東京都教育委員会告示第三十号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十一日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、一七三円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七二一円	一三、五八九円
三十歳以上三十五歳未満	六、一三九円	一六、三一二円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七一円	一八、八〇三円
四十歳以上四十五歳未満	六、七五〇円	二一、三五五円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六五円	二三、九二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、七三八円	二五、二一四円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇五七円	二四、七四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、九一六円	一九、九三五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、五七九円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二〇七円

附則

- この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。
- この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、平成二十八年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき

事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都教育委員会告示第三十一号

平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十一日

東京都教育委員会

表を次のように改める。



附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の乗ずる率の規定は、平成二十八年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十八年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から平成二十八年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。ただし、適用日から施行の日までに支給すべき事由が生じたときについては、改正後の平成十九年東京都教育委員会告示第九号の表平成二年十月一日から平成三年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・三四」とあるのは「一・三五」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・二八」とあるのは「一・三〇」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・二〇」とあるのは「一・二二」と、同項二十五年以上の欄中「一・一〇」とあるのは「一・一二」と、同表平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・二九」とあるのは「一・三〇」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・二四」とあるのは「一・二六」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・一七」とあるのは「一・一八」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇七」とあるのは「一・〇八」と、同表平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・二二」とあるのは「一・二三」と、同項十五年以上二十年未満の欄

中「一・一九」とあるのは「一・二〇」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・一三」とあるのは「一・一四」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇四」とあるのは「一・〇五」と、同表平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・一八」とあるのは「一・一九」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一七」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・一〇」とあるのは「一・一二」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇一」とあるのは「一・〇二」と、同表平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一七」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・一三」とあるのは「一・一五」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・〇八」とあるのは「一・〇九」と、同項二十五年以上の欄中「〇・九九」とあるのは「一・〇一」と、同表平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・一四」とあるのは「一・一五」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・一二」とあるのは「一・一三」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・〇六」とあるのは「一・〇八」と、同項二十五年以上の欄中「〇・九八」とあるのは「一・〇〇」と読み替えて適用する。

3 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十八年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

職員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る 。

平成二十八年五月三十一日

東京都 人 事 委 員 会

●東京都人事委員会規則第二十二号

職員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

職員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則（昭和五十九年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「東京都医学総合研究所」を「東京都医学総合研究所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

規 則（人）

告 示（消）

●東京消防庁告示第十一号

東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程（平成18年7月東京消防庁告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月31日

東京消防庁  
消防総監 高 橋 淳  
第4条の表中

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「 <b>建築基準法</b> 」という。） 第4条の20第1項（第1号を除く。）に規定する特殊建築物等調査資格者	別表に掲げる基準のうち、第1、2に掲げるもので、次に掲げるもの以外のもの 1 建築設備等の項目 2 定期調査報告等の項目（2に限る。）
建築基準法第4条の20第2項（第1号を除く。）に規定する昇降機検査資格者	別表に掲げる基準のうち、第1、2に掲げるもので、次に掲げるもの 1 非常用の昇降機の項目 2 建築設備等の項目（6に限る。） 3 定期調査報告等の項目（2の昇降機の定期検査報告に限る。）
建築基準法第4条の20第3項（第1号を除く。）に規定する建築設備検査資格者	別表に掲げる基準のうち、第1、2に掲げるもので、次に掲げるもの 1 建築排煙の項目 2 非常用の照明装置の項目 3 建築設備等の項目（1に限る。） 4 定期調査報告等の項目（2の建築設備の定期検査報告に限る。）

を

改める。

別表第1の部2の項中「特殊建築物等の定期調査報告」を「建築物の定期調査報告」に、「特殊建築物等の定期点検」を「特定建築物の定期点検」に、「昇降機及び建築設備」を「特定建築設備等」に、「第129条の2に」を「第129条に」に、「第129条の2の2」を「第129条の2」に改める。

別記様式第7号（その2）を次のように改める。

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「 <b>建築基準法</b> 」という。） 第6条の6の表(1)の項目の欄に規定する特定建築物調査員	別表に掲げる基準のうち、第1、2に掲げるもので、次に掲げるもの以外のもの 1 建築設備等の項目 2 定期調査報告等の項目（2に限る。）
建築基準法第6条の6の表(2)の項目の欄に規定する建築設備検査員	別表に掲げる基準のうち、第1、2に掲げるもので、次に掲げるもの 1 建築排煙の項目 2 非常用の照明装置の項目 3 建築設備等の項目（1に限る。） 4 定期調査報告等の項目（ <b>建築基準法</b> 第6条の6の表(2)の項目の欄に掲げる建築設備又は防火設備に係るものに限る。）
建築基準法第6条の6の表(3)の項目の欄に規定する防火設備検査員	別表に掲げる基準のうち、第1、2に掲げるもので、次に掲げるもの 定期調査報告等の項目（ <b>建築基準法</b> 第6条の6の表(3)の項目の欄に掲げる防火設備に係るものに限る。）
建築基準法第6条の6の表(4)の項目の欄に規定する昇降機等検査員	別表に掲げる基準のうち、第1、2に掲げるもので、次に掲げるもの 1 非常用の昇降機の項目 2 建築設備等の項目（6に限る。） 3 定期調査報告等の項目（ <b>建築基準法</b> 第6条の6の表(4)の項目の欄に掲げる昇降機又は遊戯施設に係るものに限る。）

に

(その2)

5	建 築 士	住 所	電話 ( )	⑩
		氏 名	一級・二級	
		種 類		
		登録番号		
6	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者	住 所	電話 ( )	⑩
		氏 名		
		登録番号		
		登録年月日	年 月 日	
7	特 定 建 築 物 調 査 員	住 所	電話 ( )	⑩
		氏 名		
		交付番号		
		交付年月日	年 月 日	
8	建 築 設 備 調 査 員	住 所	電話 ( )	⑩
		氏 名		
		交付番号		
		交付年月日	年 月 日	
9	防 火 設 備 調 査 員	住 所	電話 ( )	⑩
		氏 名		
		交付番号		
		交付年月日	年 月 日	
10	昇 降 機 等 調 査 員	住 所	電話 ( )	⑩
		氏 名		
		交付番号		
		交付年月日	年 月 日	

備考 火災予防条例施行規則第11条の17第3項の規定に基づき、消防総監が指定する者に調査させた場合、該当する欄に氏名等を記入すること。

(日本工業規格A列4番)

別記様式第7号(その12)中「□9」を「□8」に改める。

別記様式第7号(その13)を次のように改める。

(その13)

項目	認定基準の適用	判定	調査者 ※併記欄	備考
内装制限	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7	
非常用の昇降機	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10	
火気使用室等	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 8	
避難設備	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6	
煙突	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6	
配管・風道等	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6	
冷却塔設備	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6	
エレベーター・エスカレーター	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 10	
建築物の定期調査報告	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7	
建築設備の定期調査報告	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 8	
防火設備の定期調査報告	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 9	
昇降機の定期調査報告	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 10	

- 備考
- 1 認定基準の適用の欄は、該当がある場合は「該当」の□にレ点を記入し、該当がない場合は「非該当」の□にレ点を記入すること。
  - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、備考欄にその内容及び改修日を記入すること。
  - 3 調査者の欄は、調査を行った者の番号(本様式(その1)及び(その2)参照)の□にレ点を記入すること。
  - 4 ※欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

別記様式第7号(その14)中「第129条の2第1項」を「第129条第1項」に、「第129条の2の2第1項」を「第129条の2第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 九〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

